



市民の声を市政に反映

# 杉森ひろゆき

市議会議員 ニュース

杉森弘之後援会広報委員会発行  
**711号** 2018年5月22日  
 〒300-1235 牛久市刈谷町1-41-8  
 TEL・Fax : 870-0335  
 携帯 : 090-5587-7693  
 Mail : sugimori@max.hi-ho.ne.jp

高度  
プロ  
フェ  
ッ  
シ  
ョ  
ナ  
ル  
制  
度

## 残業代なし長時間労働が合法化 上

「高度プロフェッショナル制度」について、経済ジャーナリストの荻原博子さんが、その本質を暴く記事をインターネットで配信しています。参考までに、①②回で略載します。

### 「裁量労働制」と2本柱

「働き方改革」では、当初は「裁量労働制」と「高度プロフェッショナル制度」という大きな2本柱がありました。

しかし、「裁量労働制」については厚生労働省によるデータの捏造が発覚し、法律としての土台が崩れてしまっただけでなく、東京労働局が取り締まりのモデルケースとしてアピールしていた野村不動産が、実は「裁量労働制」で過労による自殺者を出していたことが発覚。これを追及したマスコミに対して、勝田智明元局長が恫喝とも取れる逆ギレ発言をしたことで国会が紛糾し、政府は法案から「裁量労働制」の記載を削除せざるを得なくなりました。

「裁量労働制」は消えたものの、今国会での審議では、もうひとつの「高度プロフェッショナル制度」が残っています。では、この「高



## 過労死、自己責任になる仕組み 遺族が高プロ批判

働き方改革関連法案を審議する衆院厚生労働委員会は5月22日、参考人の意見陳述と質疑を行った。法案の焦点となっている、高所得の一部専門職を労働時間規制から外す「高度プロフェッショナル制度」（高プロ）について、「全国過労死を考える家族の会」の寺西笑子代表世話人は「長時間労働に陥り過労死の発生を促進する危険性が非常に高い。過労死をしても自己責任になる仕組みになっている」と批判した。

寺西さんは「（雇用側に）労働時間の把握義務がなくなるので、過労死しても労災認定がほとんど無理になる。泣き寝入りし、路頭に迷う遺族が増えることになる」とも指摘し、法案からの高プロ削除を求めた。

（毎日新聞 5/22 ネット）

牛久市議会第2回定例会

### 杉森議員の一般質問

#### 傍聴のご案内

杉森議員の一般質問の日程と内容は以下の予定です。ぜひ傍聴に来てください。

予約不要で、どなたでも傍聴できます。

【日時】6月8日（金）午後3時半頃

【内容】1、空家等対策

2、会計年度任用職員

## 対象は高給取りだけでない

度プロフェッショナル制度」は、私たちの働き方をより良くしてくれるものでしょうか。

### 「働かせ放題」に？

「高度プロフェッショナル制度」というのは、高度な専門性を持つ専門家を時間で縛らずに成果主義で働けるようにする制度です。政府によれば、対象は年収1075万円以上の金融ディーラーやコンサルタントなど専門知識を持った人に限られます。こうした人たちに対して、労働時間の規制を外し、休日や深夜の時間外労働の残業代をなくし、自由な働き方ができるようにするための制度だと説明しています。

### 年収1075万円以上はウソ

こう聞くと、「年収1075万円以上で、しかも限られた専門職が対象なら、私には関係ない」と思う方も多いかもかもしれません。しかし、それは大間違いです。法案には「**年収1075万円以上**」とは明記されていないからです。

### 厚労省が勝手に定める額

政府の法案に書かれているのは、「労働契約により見込まれる賃金の額を1年あたりの賃金の額に換算した額が基準年間平均給与の3倍の額を相当程度上回る水準として**厚生労働省令で定める額以上**であること」という内容です（第四十一条の二の二のロ）。

この「3倍の額」というのは何かといえば、厚生労働省が毎月行っている「毎月勤労統計調査」の「決まって支給する給与」の「3倍



の額」のことで、2018年3月時点の速報値では、この「毎月決まって支給する給料」は月平均で26万4233円でした。つまり、この「3倍の額」の月79万2699円が、現時点では対象になります。これを12倍して年換算すると、年収951万円になります。

そうなると、政府が説明する「年間1075万円」との間には124万円の差が出ますが、これは後半の「相当程度上回る水準として厚生労働省令で定める額」、つまり厚生労働省が独自に上乘せできる額にあたります。厚生労働省の審議会などで「124万円も上乘せすることはない、1円でいいよ」ということになれば、対象者の年収は1075万円以上ではなく951万円以上ということになります。

### 実際に支払った金額でもない

しかも、前半にあるように「**労働契約により見込まれる賃金の額を1年あたりの賃金の額に換算した額**」なので、実際に支払った額が年間1075万円以上の人を対象ではないのです。たとえば、ものすごく忙しくて人手が足りないので、1カ月だけ月90万円を人を雇い、朝から晩まで休みなく働かせたとしましょう。それでも、月90万円を12倍して年換算することで「高度プロフェッショナル制度」の対象となるのです。

さらに、これは実際に90万円を受け取った人が対象ではなく、「**90万円を支払う**」という契約をした人が対象になるため、事業所のなかには「契約をしたのに支払わない」というところも出てくる可能性があります。しかし、こうした事業所をすべて取り締まるのは不可能という悲しい現実があります。

(荻原博子／経済ジャーナリスト)